

# 生乳出荷における「いいとこ取り」に関する一考察

主事研究員 小田志保

2018年度から新たな加工原料乳生産者補給金制度のもと、生乳が取引されている。しかし、取引の自由度の拡大に伴い、酪農家の「いいとこ取り」が深刻化している。

いいとこ取りとは、1年契約が原則であるのに、酪農家が旧指定団体とそれ以外で生乳の供給先を期中に変更する行為を指している。その横行は、旧指定団体による共販制度へ需給調整の負担を集中させ、一挙に共販離れが進む恐れもある(矢坂(2019))。その対策として、19年9月に農林水産省は生産局長通知を发出し、生乳取引契約の遵守を目指した制度の周知徹底を図っている。

このケースは、農協組織の共販制度を考えるうえで示唆に富んでいる。その発生や対策を考えたい。

## 1 「いいとこ取り」の発生

政府の規制改革で、低乳価の加工向け生乳に支払われる加工原料乳生産者補給金が、18年度からは旧指定団体以外の事業者に出荷した酪農家へも交付されるようになった。これが、年度途中で自由に出荷先を変更できるとの誤解を一部に生じさせ、いいとこ取りの発生につながったとされている(日本農業新聞(19年9月4日付))。

制度改正後も、いいとこ取りは原則禁止である。「畜産経営の安定に関する法律(畜安法)」の施行規則によれば、季節的変動を超え数量が変動する取引等は、旧指定団体が集乳依頼を拒否できる正当な理由とされている。しかし、いいとこ取りは18年度に約20件、19年度

上半期には10件以上発生している(日本農業新聞(同日付))。

このような制度と運用のずれは、加工原料乳生産者補給金制度と、他の関連制度に整合性がないことに起因する。民法651条は、当事者が委託契約をいつでも解除できるとする。これに従うと、旧指定団体への生乳の委託販売でも期中の契約解除が可能となってしまい、旧指定団体は相手からの一方的な契約解除を拒否できなかった。

このような制度の不備を改善するために、19年9月に農林水産省が生産局長通知を发出し、生乳出荷における契約の遵守を求めたわけである。

## 2 ホクレンの共販事業維持負担金制度

こうして制度上はいいとこ取り対策は強化されたが、それでも旧指定団体が集乳拒否に踏み切るのは難しい。現場段階での実際の運用は、畜安法のみならず、独占禁止法や農業協同組合法への考慮が必要になるからである。

そこで、ホクレン農業協同組合連合会(以下「ホクレン」)は、19年度に「共販事業維持負担金」を導入することとした。これは、期中での急な出荷取りやめや数量の大幅増減といった、旧指定団体が拒める正当な理由に該当する取引の申出に対し、それを引き受ける場合には対象数量1kgあたり3円の負担金を生産者に求めるものである。

いいとこ取りを、旧指定団体と契約不履行農家の間のモラル・ハザードととらえると、この対策は有効と思われる。モラル・ハザー

ドは、取引当事者間での情報の非対称性や利害の不一致に起因すると考えられているからである。負担金制度の導入に伴い生乳出荷のモニタリングを実施しているホクレンは、各酪農家の生乳生産動向を確認しており、情報の透明性の高まりが期待される。さらに、負担金制度の導入が生産者間で諸経費を負担するという公平性を高め、旧指定団体と生産者の利害が一致しやすくなると見込まれる。

### 3 共販制度が成り立つメカニズム

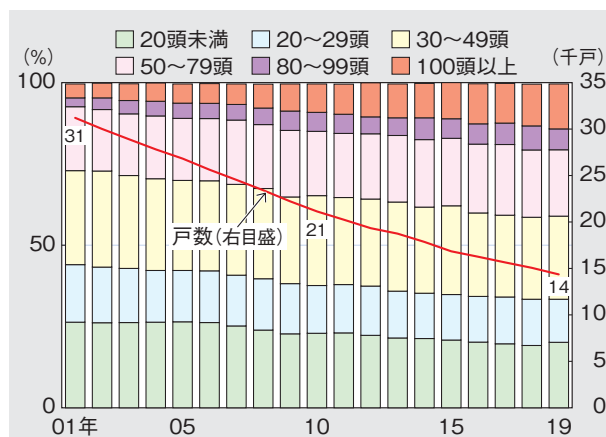
モラル・ハザードであるいいとこ取りの発生には、複数の酪農家が共販制度という共同行為に参加するメカニズムそのものの弱体化も影響している。

共販制度に限らず、複数の農業者による共同行為を成り立たせるには、参加者のルール違反を防ぐ仕組みが重要とされている(Falkowski and Ciaian(2016))。この仕組みにはインフォーマルなものが含まれ、例えば、人間関係に基づき相互に監視できる環境のなか、逸脱したら共同体から放逐する等の社会的な制裁を科す仕組みである。

このインフォーマルな仕組みが、日本の酪農では弱体化しているのではないか。過去20年間で酪農構造をみると、酪農家の戸数は、過去20年間に31千戸から14千戸へ減少した(第1図)。さらに、100頭以上層の大規模経営体は増加し、経営規模の格差は拡大している。

つまり、地域では酪農家数は減少し、隣の牧場までの距離がひらくなか、中小規模の酪農家にはチェックしにくいメガファームが増えた。こうして、地域の酪農家の間での相互監視の機能は薄れ、共販制度から逸脱しやすくなったことが、いいとこ取りの発生につながっているとも考えられる。

第1図 乳用牛飼養戸数と頭数規模別戸数



資料 農林水産省「畜産統計」  
(注) 乳用牛2歳以上を飼養する戸数。

### 4 生乳の共販制度を維持するには

生乳取引にかかる制度改正は、いいとこ取りの発生につながり、農林水産省や旧指定団体がその防止に取り組んでいる。しかし、酪農構造が変化するなか、共販制度を成り立たせるメカニズムの弱体化が問題発生 of 土壌となっているならば、インフォーマルな仕組みを補完する組織的な工夫が求められよう。

そのような工夫は、組合員の組織へのロイヤルティを高めるものである。例えば、旧指定団体における意思反映の仕組みに酪農家の経営規模を反映する等が考えられ、同様の仕組みは海外の酪農協で取り入れられている。ただし、導入にあたっては生乳取引における平等と公正をどのように考えるべきかという、幅広い議論も必要不可欠であろう。

#### <参考図書>

- ・ 菊澤研宗(2006)『組織の経済学入門—新制度派経済学アプローチ—』有斐閣
- ・ 矢坂雅充(2019)「畜産経営安定法改正と生乳取引」『農業と経済』6月号
- ・ Falkowski, J. and Ciaian, P. (2016) Factors Supporting the Development of Producer Organizations and their Impacts in the Light of Ongoing Changes in Food Supply Chains; EUR 27929 EN; doi: 10.2791/21346.

(おだ しほ)